

Q 日本で自然保護への理解が進まないのはなぜですか？

A 自然の「保護」と「利用」で揺れ動く日本の法制度が原因の一つとして考えられます。



日本の自然保護はなぜ利用ありきに？ 成立の背景から検証を。

日本では自然を保護する法律として「自然公園法」があります。でもこの法律は自然の観光利用を目的とし、それに役立つ限りで自然景観(ながめ)を保護します。この法律のルーツの「国立公園法」ができたとき、純粋に自然を保護する「天然保護区域」が既にありました。だから国立公園法は自然の利用を考えていけばよかったのです。しかし純粋な自然保護の制度はその後あまり利用されず、自然保護と観光利用はセットになってしまいました。対してドイツの景観保護は観光利用ではなく「郷土・生活空間の保護」を目的として出発しました。日独で目にする自然景観はかなり違いますが、その一因はこのような出発点の違いにもあります。保護が先か利用が先か？何のための保護・利用なのか？これらが曖昧なままでは、自然保護への理解が進むこともないでしょう。

学問分野やカテゴリーにとらわれず、自分なりの視点で切り拓く喜びを。

各法律が生まれた時代背景や歴史を知ることが、現在の法制度の本質的な部分を浮き彫りにするヒントになります。このような意識から、私はドイツと日本の自然保護に関する法制度の歴史を比較・検討しています。このようなテーマ設定は、私の専攻する西洋法制史という分野では非常に珍しいものです。しかし、ある問題と向き合う時に、学問分野やカテゴリーに縛られる必要はありません。今私が自然保護に関する研究を進めているチームでは、林政学や宗教学、文化人類学、森林学、観光学など多ジャンルの専門家がタッグを組んでいます。自然保護という世界が抱える深刻な課題に対し、それぞれが自分の得意な分野で研究を深めています。自分なりの視点で道を切り拓き、新たな一石を投じていくことこそが研究の醍醐味なのです。



西村 貴裕 先生

Nishimura Takahiro

大学時代、刑法、憲法、民法などを中心とした実定法学の分野に違和感を抱いていた頃、法制度の歴史や背景を深掘りする基礎法学に惹かれるように。中でも西洋法制史に関心を抱き、現在はドイツと日本の法制度の比較を中心に研究を深めています。

♡ お気に入りのアイテム

機能性に優れた登山帽子



10年ほど前に経験した富士山への初登山をきっかけに、登山に目覚めました。日本アルプスの山々や東北の山など、お気に入りの山は数えきれません。寒さが苦手な夏山専門なので、透湿性や防水性など機能性に優れた快適な帽子を重宝します。